

令和2年4月1日から 消防法に違反する建物の 公表制度が始まります

皆さまが建物を安心・安全に利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物の情報を市消防本部ホームページで公表するものです。
対象建物

飲食店、百貨店、ホテル、物品販売店等の不特定多数の方が出入りする建物や、病院・福祉施設等の自力で避難するのが難しい方が利用する建物で、屋内消火栓、スプリンクラー、自動火災報知設備など法令上必要な設備が未設置の場合

公表内容

- ① 違反対象物の名称や所在地
- ② 違反の内容

③ 他 公表制度に該当する違反対象物は、増改築の工事またはテナントが入

れ替わることによる用途変更によるものがほとんどです。工事や用途変更する際は、最寄りの消防署へご相談ください。

建物を利用する方のために、火災予防上の不備がないように消防用設備の設置と維持管理をするとともに防火管理を適切に行ってください。安心安全な暮らしをするために法令をしっかりと守りましょう。

- 問 中央消防署 51-0123
- 問 両津消防署 27-3555
- 問 相川消防署 74-0119
- 問 南佐渡消防署 88-3119

火の用心



浄化槽補助金制度を ご利用ください

合併処理浄化槽の設置費用の補助を行っています。ご自分とご近所の住環境のため、また佐渡のきれいな川と海を取り戻すためにぜひご検討ください。

対象地域 下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の認可区域外の地域

※認可区域内であっても7年間供用開始ができないと見込まれる地域は、対象となります。

- ① 住居の単独処理浄化槽、し尿のみ取り便槽を合併処理浄化槽に切り替え設置する方
- ② 住居に新たに浄化槽を設置する方
- ③ 地域の集会場等に浄化槽を新たに設置する方

補助対象額

- ・ 5人槽 35万2千円
 - ・ 6〜7人槽 44万1千円
 - ・ 8〜10人槽 58万8千円
 - ・ 単独処理浄化槽撤去費 9万円
- ④ 申請される前にお問い合わせください。

定期メンテナンスを行ってください

浄化槽は、微生物の力で汚水を浄化しますので、その能力を充分に發揮するには、定期的なメンテナンスが欠かせません。

そのため浄化槽法では、4カ月に1回以上の保守点検、年1回以上の清掃・くみ取り、年1回の法定水質検査を義務付けていますので、毎年欠かさずに受検してください。

問 上下水道課 下水道維持管理係
55-2222

全佐渡乾しいたけ品評会 および佐渡産乾しいたけ 生産流通研修会

佐渡産乾しいたけの魅力を多くの方に知っていただき、消費拡大につながるため、品評会出品物の展示と研修会を開催します。

日 7月6日(土) 午後1時〜3時30分
(受付 午後0時30分から)

会 トキのむら元気館

内 全佐渡乾しいたけ品評会講評および表彰、講演会

他 佐渡産乾しいたけを販売します。

問 佐渡農業振興連絡会きのこと振興会事務局 (県佐渡地域振興局農林水産振興部林業振興課内)
74-3329



佐渡共通商品券協同組合 からのお知らせ

まごころ商品券(薄紫色)および相商商品券(有効期限を青地白抜きで表示)の有効期限が近付いています。

有効期限は6月30日(日)です。

有効期限が過ぎますと加盟店での商品・サービスとの引き換えができません。

また、払い戻しについても行いませんので期限内にご活用ください。

問 まごころ商品券について

佐渡共通商品券(協)本部
畑野商工会
66-2458

相商商品券について

相川町商品券(協)事務局
相川町商工会
74-3236